

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成17年7月21日(2005.7.21)

【公開番号】特開2003-236219(P2003-236219A)

【公開日】平成15年8月26日(2003.8.26)

【出願番号】特願2002-45335(P2002-45335)

【国際特許分類第7版】

A 6 3 F 7/02

G 0 7 F 7/08

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 5 2 N

A 6 3 F 7/02 3 2 8

A 6 3 F 7/02 3 5 2 F

G 0 7 F 7/08 S

【手続補正書】

【提出日】平成16年12月8日(2004.12.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

貨幣の支払いに応じた価値であって、遊技に使用可能な遊技用価値の大きさの情報及び各記録媒体に固有の識別情報が記録された遊技用記録媒体の遊技用価値の大きさを、各遊技用記録媒体の前記識別情報に対応づけて管理する記録媒体管理装置と、

該記録媒体管理装置と通信可能であって、前記遊技用記録媒体を受付けて、該受付けた遊技用記録媒体の記録情報を少なくとも読み出す記録媒体処理手段と、前記遊技用記録媒体の記録情報に基づく遊技用価値の大きさに相当する金額の貨幣を払出す精算処理を行う精算手段と、を備える精算装置から成り、前記記録媒体処理手段にて前記遊技用記録媒体から読み出した前記遊技用価値の大きさの情報及び識別情報と、該識別情報に対応づけて前記記録媒体管理装置にて管理されている遊技用価値の大きさとに基づいて前記記録媒体処理手段に受付中の遊技用記録媒体の精算可否を判定し、該判定結果が精算可能である場合において前記精算手段による精算処理を行う遊技用システムにおいて、

前記精算装置は、前記記録媒体管理装置との通信状態が通信可能状態或いは通信不可能状態であるかの確認を行う通信状態確認手段と、所定の精算処理要求操作を受付けるための精算操作手段とを備え、

前記精算手段は、前記通信状態確認手段により通信不可能状態であると確認された場合において、前記精算操作手段にて所定の精算処理要求操作が為された場合には、前記遊技用記録媒体から読み出した記録情報に基づく遊技用価値の大きさに相当する金額の貨幣を払出す通信不可能時精算処理を実施することを特徴とする遊技用システム。

【請求項2】

前記精算装置は、前記精算操作手段の操作者が正規の操作者であるかを判定するための操作者確認情報を記憶する操作者確認情報記憶手段を具備するとともに、前記精算操作手段は前記精算処理要求操作に加えて操作者から前記操作者確認情報を受け、前記精算手段は、該受付けた操作者確認情報と前記操作者確認情報記憶手段に記憶されている操作者確認情報とを照合し、該照合結果が一致した場合において前記通信不可能時精算処理を実施する請求項1に記載の遊技用システム。

**【請求項 3】**

貨幣の支払いに応じた価値であって、遊技に使用可能な遊技用価値の大きさの情報及び各記録媒体に固有の識別情報が記録された遊技用記録媒体の遊技用価値の大きさを、各遊技用記録媒体の前記識別情報に対応づけて管理する記録媒体管理装置と、

該記録媒体管理装置と通信可能であって、前記遊技用記録媒体を受付けて、該受付けた遊技用記録媒体の記録情報を少なくとも読み出す記録媒体処理手段と、前記遊技用記録媒体の記録情報に基づく遊技用価値の大きさに相当する金額の貨幣を払出す精算処理を行う精算手段と、を備える精算装置からなり、前記記録媒体処理手段にて前記遊技用記録媒体から読み出した前記遊技用価値の大きさの情報及び識別情報と、該識別情報に対応づけて前記記録媒体管理装置にて管理されている遊技用価値の大きさとに基づいて前記記録媒体処理手段に受付中の遊技用記録媒体の精算可否を判定し、該判定結果が精算可能である場合において前記精算手段による精算処理を行う遊技用システムにおいて、

前記精算装置は、前記記録媒体管理装置との通信状態が通信可能状態或いは通信不可能状態であるかの確認を行う通信状態確認手段と、操作者が正規の操作者であるかを判定するための予め定められた所定の操作者確認情報を記憶するための操作者確認情報記憶手段と、該操作者確認情報を操作者から受け取るための操作者確認情報受付け手段と、を具備し、

前記精算手段は、前記通信状態確認手段により通信不可能状態であると確認された場合において、前記操作者確認情報受付け手段から受け取った操作者確認情報が、前記操作者確認情報記憶手段に記憶されている操作者確認情報と一致する場合に、前記遊技用記録媒体から読み出した記録情報に基づく遊技用価値の大きさに相当する金額の貨幣を払出す通信不可能時精算処理を実施することを特徴とする遊技用システム。

**【請求項 4】**

前記操作者確認情報を生成する操作者確認情報生成手段を備え、該操作者確認情報生成手段で生成された操作者確認情報を前記操作者確認情報記憶手段に更新記憶する請求項2または3に記載の遊技用システム。

**【請求項 5】**

前記通信状態確認手段にて通信不可能状態が確認された場合において、前記精算可否判定の判定結果に基づく精算処理が不可能である旨を報知する報知手段を備える請求項1～4のいずれかに記載の遊技用システム。

**【請求項 6】**

前記記録媒体管理装置は、精算を実施不可とする遊技用記録媒体の識別情報が登録されたブラックリスト情報を記憶する管理装置側ブラックリスト記憶手段を備え、該管理装置側ブラックリスト記憶手段に記憶されたブラックリスト情報を前記精算装置に送信し、前記精算装置は、該送信されてきた前記ブラックリスト情報を記憶するための精算装置側ブラックリスト記憶手段を備え、前記遊技用記録媒体から読み出した識別情報と前記ブラックリストに登録されている識別情報の照合を行い、該照合が一致した場合において前記精算手段による精算処理及び前記通信不可能時精算処理を行わない請求項1～5のいずれかに記載の遊技用システム。

**【請求項 7】**

前記精算装置は、前記通信不可能時精算処理にて精算された遊技用価値の大きさである精算遊技用価値の大きさを記憶するための精算遊技用価値記憶手段を備え、該精算遊技用価値記憶手段に記憶している記憶情報を、前記通信不可能状態から通信可能状態に復旧した後において前記記録媒体管理装置に送信する請求項1～6のいずれかに記載の遊技用システム。

**【請求項 8】**

前記精算装置は、前記通信不可能時精算処理の処理履歴を記憶するための処理履歴記憶手段を備え、該処理履歴記憶手段に記憶されている処理履歴を出力するための出力手段を備える請求項1～7のいずれかに記載の遊技用システム。

**【請求項 9】**

前記精算装置は、前記通信状態確認手段にて通信可能状態と確認されている場合には、前記通信不可能時精算処理を不能化する請求項1～8のいずれかに記載の遊技用システム。

**【請求項 10】**

前記通信不可能時精算処理の実施可能条件を設定するための設定手段を具備し、前記精算装置は、該設定手段にて設定された実施可能条件が満たされている場合において、前記通信不可能時精算処理を可能とする請求項1～9のいずれかに記載の遊技用システム。

**【手続補正 2】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

**【課題を解決するための手段】**

前記した問題を解決するために、本発明の遊技用システムは、貨幣の支払いに応じた価値であって、遊技に使用可能な遊技用価値の大きさの情報及び各記録媒体に固有の識別情報が記録された遊技用記録媒体の遊技用価値の大きさを、各遊技用記録媒体の前記識別情報に対応づけて管理する記録媒体管理装置と、

該記録媒体管理装置と通信可能であって、前記遊技用記録媒体を受付けて、該受付けた遊技用記録媒体の記録情報を少なくとも読み出す記録媒体処理手段と、前記遊技用記録媒体の記録情報に基づく遊技用価値の大きさに相当する金額の貨幣を払出す精算処理を行う精算手段と、を備える精算装置から成り、前記記録媒体処理手段にて前記遊技用記録媒体から読み出した前記遊技用価値の大きさの情報及び識別情報と、該識別情報に対応づけて前記記録媒体管理装置にて管理されている遊技用価値の大きさとに基づいて前記記録媒体処理手段に受付中の遊技用記録媒体の精算可否を判定し、該判定結果が精算可能である場合において前記精算手段による精算処理を行う遊技用システムにおいて、

前記精算装置は、前記記録媒体管理装置との通信状態が通信可能状態或いは通信不可能状態であるかの確認を行う通信状態確認手段と、所定の精算処理要求操作を受付けるための精算操作手段とを備え、

前記精算手段は、前記通信状態確認手段により通信不可能状態であると確認された場合において、前記精算操作手段にて所定の精算処理要求操作が為された場合には、前記遊技用記録媒体から読み出した記録情報に基づく遊技用価値の大きさに相当する金額の貨幣を払出す通信不可能時精算処理を実施することを特徴としている。

この特徴によれば、前記通信状態確認手段にて記録媒体管理装置との通信状態が通信不可能状態（オフライン状態）であると確認された場合であっても、前記精算操作手段において、係員等が所定の精算処理要求操作を実施することで、前記精算可否判定の判定結果を必要とせずに前記遊技用記録媒体から読み出した記録情報に基づく遊技用価値の大きさに相当する金額の貨幣を払出す通信不可能時精算処理が実施されるようになるため、遊技者はこれら通信不可能状態（オフライン状態）であっても精算を受けることができるようになり、遊技場にとっても遊技者とのトラブルを回避できるようになる。

**【手続補正 3】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明の遊技用システムは、前記精算装置は、前記精算操作手段の操作者が正規の操作者であるかを判定するための操作者確認情報を記憶する操作者確認情報記憶手段を具備するとともに、前記精算操作手段は前記精算処理要求操作に加えて操作者から前記操作者確

認情報を受付け、前記精算手段は、該受付けた操作者確認情報と前記操作者確認情報記憶手段に記憶されている操作者確認情報とを照合し、該照合結果が一致した場合において前記通信不可能時精算処理を実施することが好ましい。

このようすれば、前記所定の精算処理要求操作の実施ばかりでなく、前記操作者確認情報を受付けて、該受付けた操作者確認情報の照合により操作者が正規の操作者であるかを判定することで、不正な操作者により通信不可能時精算処理が実施されることを防止できるようになり、システムのセキュリティ性能を向上できる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明の遊技用システムは、貨幣の支払いに応じた価値であって、遊技に使用可能な遊技用価値の大きさの情報及び各記録媒体に固有の識別情報が記録された遊技用記録媒体の遊技用価値の大きさを、各遊技用記録媒体の前記識別情報に対応づけて管理する記録媒体管理装置と、

該記録媒体管理装置と通信可能であって、前記遊技用記録媒体を受付けて、該受付けた遊技用記録媒体の記録情報を少なくとも読み出す記録媒体処理手段と、前記遊技用記録媒体の記録情報に基づく遊技用価値の大きさに相当する金額の貨幣を払出す精算処理を行う精算手段と、を備える精算装置からなり、前記記録媒体処理手段にて前記遊技用記録媒体から読み出した前記遊技用価値の大きさの情報及び識別情報と、該識別情報に対応づけて前記記録媒体管理装置にて管理されている遊技用価値の大きさとに基づいて前記記録媒体処理手段に受付中の遊技用記録媒体の精算可否を判定し、該判定結果が精算可能である場合において前記精算手段による精算処理を行う遊技用システムにおいて、

前記精算装置は、前記記録媒体管理装置との通信状態が通信可能状態或いは通信不可能状態であるかの確認を行う通信状態確認手段と、操作者が正規の操作者であるかを判定するための予め定められた所定の操作者確認情報を記憶するための操作者確認情報記憶手段と、該操作者確認情報を操作者から受付けるための操作者確認情報受付け手段と、を具備し、前記通信状態確認手段により通信不可能状態であると確認された場合において、前記操作者確認情報受付け手段から受けた操作者確認情報が、前記操作者確認情報記憶手段に記憶されている操作者確認情報と一致する場合に、前記精算手段の精算処理において、前記精算可否判定の判定結果を必要としない通信不可能時精算処理を実施することを特徴としている。

この特徴によれば、前記通信状態確認手段にて記録媒体管理装置との通信状態が通信不可能状態（オフライン状態）であると確認された場合であっても、前記操作者確認情報を受付て、該受付けた操作者確認情報の照合により正規の操作者であった場合に、前記精算可否判定の判定結果を必要とせずに前記遊技用記録媒体から読み出した記録情報に基づく遊技用価値の大きさに相当する金額の貨幣を払出す通信不可能時精算処理が実施されるようになるため、遊技者はこれら通信不可能状態（オフライン状態）であっても精算を受けることができるようになり、遊技場にとっても遊技者とのトラブルを回避できるようになる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本発明の遊技用システムは、前記記録媒体管理装置は、精算を実施不可とする遊技用記録媒体の識別情報が登録されたブラックリスト情報を記憶する管理装置側ブラックリスト

記憶手段を備え、該管理装置側ブラックリスト記憶手段に記憶されたブラックリスト情報を前記精算装置に送信し、前記精算装置は、該送信されてきた前記ブラックリスト情報を記憶するための精算装置側ブラックリスト記憶手段を備え、前記遊技用記録媒体から読み出した識別情報と前記ブラックリストに登録されている識別情報の照合を行い、該照合が一致した場合において前記精算手段による精算処理及び前記通信不可能時精算処理を行わないことが好ましい。

このようにすれば、通信不可能状態（オフライン状態）時において、前記ブラックリストに登録されている遊技用記録媒体の精算が実施されることを回避できる。

#### 【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0132

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0132】

#### 【発明の効果】

本発明は次の効果を奏する。

(a) 請求項1の発明によれば、前記通信状態確認手段にて記録媒体管理装置との通信状態が通信不可能状態（オフライン状態）であると確認された場合であっても、前記精算操作手段において、係員等が所定の精算処理要求操作を実施することで、前記精算可否判定の判定結果を必要とせずに前記遊技用記録媒体から読み出した記録情報に基づく遊技用価値の大きさに相当する金額の貨幣を払出す通信不可能時精算処理が実施されるようになるため、遊技者はこれら通信不可能状態（オフライン状態）であっても精算を受けることができるようになり、遊技場にとっても遊技者とのトラブルを回避できるようになる。

#### 【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0133

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0133】

(b) 請求項2の発明によれば、前記所定の精算処理要求操作の実施ばかりでなく、前記操作者確認情報を受付けて、該受付けた操作者確認情報の照合により操作者が正規の操作者であるかを判定することで、不正な操作者により通信不可能時精算処理が実施されることを防止できるようになり、システムのセキュリティ性能を向上できる。

#### 【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0134

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0134】

(c) 請求項3の発明によれば、前記通信状態確認手段にて記録媒体管理装置との通信状態が通信不可能状態（オフライン状態）であると確認された場合であっても、前記操作者確認情報を受付て、該受付けた操作者確認情報の照合により正規の操作者であった場合に、前記精算可否判定の判定結果を必要とせずに前記遊技用記録媒体から読み出した記録情報に基づく遊技用価値の大きさに相当する金額の貨幣を払出す通信不可能時精算処理が実施されるようになるため、遊技者はこれら通信不可能状態（オフライン状態）であっても精算を受けることができるようになり、遊技場にとっても遊技者とのトラブルを回避できるようになる。